

意見書案第16号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 6 年10月11日提出

提出者議員	豊岡義博
賛成者議員	石黒武美
〃	木村光宏
〃	武田貞行
〃	大和勝
〃	猪口満雅
〃	山田靖廣
〃	松本一郎

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連は1979年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすることを定めた「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は1985年に批准した。さらに1999年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000年に発効した。

選択議定書は女性差別解消に重要な役割を果たすものであるが、日本政府は「司法権の独立を侵す可能性がある」として、批准してこなかった。しかし、2003年国連女性差別撤廃委員会は、司法権の独立が侵されるおそれはないことを明確に指摘し、早期批准を勧告している。2021年、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち115か国が批准している。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」している。しかし、世界経済フォーラムが2024年6月に発表した「ジェンダーギャップ指数」で日本は146か国中118位と低迷しており、国際的な水準に立って、女性差別を解消するための手立てを取ることは急務の課題である。

政府は第5次男女共同参画基本計画において、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記している。

よって、国においては、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 6 年10月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）